

第一種動物取扱業許可チェックシート

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、営利目的で動物を取り扱う場合第一種動物取扱業許可が必要になります。

	<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類	入手先	備考
1	<input type="checkbox"/>	第一種動物取扱業登録申請書	県HP	
2	<input type="checkbox"/>	「動物の愛護及び管理に関する法律」第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類	県HP	
3	<input type="checkbox"/>	動物取扱責任者の資格要件を示す書類	実務経験証明書、卒業証明書	
4	<input type="checkbox"/>	事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権限を有することを示す書類	賃貸契約書等	
5	<input type="checkbox"/>	第一種動物取扱業の実施の方法	県HP	販売業、貸出業の場合
6	<input type="checkbox"/>	犬猫等健康安全計画	県HP	犬猫等販売業者の場合
7	<input type="checkbox"/>	飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図		飼養施設を有する場合
8	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	法務局	法人のみ
9	<input type="checkbox"/>	役員の氏名及び住所		法人のみ

本人確認のために本人確認書類(免許書等)の提示を求められる場合があります。

補正、記入漏れのために印鑑を持参しましょう。

申請窓口は、事業所の所在地を管轄する保健所です。

事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権限を有することを示す書類は地域によっては様式が異なる場合があります。

手数料は地域によって異なります。証紙納付が多く現金納付は受け付けてない地域があります。

都市計画法により許可が受けられない地域があります。

この書面は森本法務事務所作成のチェックシートです。提出の必要はありません。